



第3章

計画の基本的考え方

第3章

計画の基本的考え方

1 計画の基本的視点

国際連合での決議、女子差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法及び第五次宮崎県総合長期計画を踏まえ、男女共同参画社会づくりに向けて、次の2つを基本的視点とします。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会のあらゆる分野への男女の共同参画

2 計画の基本目標

基本的視点のもと、次の3つを基本目標とします。

- (1) 男女共同参画社会の形成を推進する基盤づくり
- (2) 男女の多様な生き方を可能にする環境の整備
- (3) 女性の人権への配慮

3 計画がめざす男女共同参画社会のすがた

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会とは「男女が、対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

ここでは、私たちが目標とする男女共同参画社会とは具体的にどのような社会なのか、家庭や学校、職場などを例に、そのイメージを考えてみました。

家庭では



掃除、洗濯、食事のしたくや後片付け、育児、介護など、あらゆる場面で家族全員が協力して分担しています。

一人ひとりが家族の一員として意見を出し合い、高額商品の購入や家族問題に関する意思決定も家族全員で行っています。

子育てについても、女の子、男の子といった性別によって育て方を区別するのではなく、子どもの自主性と個性を大切に育て方をしています。

学校では



「女らしさ」「男らしさ」といった従来の性別による固定観念はなくなり、子どもの自主性と個性を尊重した教育が行われています。

授業や様々な活動を通して、男女がお互いを尊重する意識が育まれています。

育児や介護、ボランティア活動など、成長期に応じた体験学習も進み、社会の一員として協力しあう態度が育まれています。

職場では



募集、採用や配置、昇進、賃金、退職などのあらゆるステージで、男女格差が解消され、個性や能力が十分に発揮されています。
方針決定過程へ男女が対等に参画し、活力ある経営が行われています。
家庭生活とのバランスがとれた労働時間で、女性も男性も共にゆとりをもっていきいきと働いています。

地域社会では



固定的な性別役割分担意識に基づく古い習慣やしきたりにとらわれず、一人ひとりがお互いの行動や考え方を尊重しています。
地域の意思決定の場へ、男性だけではなく女性も数多く参画し、活力ある地域社会づくりに貢献しています。
性別や世代を超えた交流を通して、地域社会の一員としての連帯感やボランティア意識の高揚が図られ、明るく住みよい地域づくりが進められています。

4 計画の推進主体

1. 行政の役割

県は、各部局が連携・協力して、この計画に基づいた男女共同参画施策を推進していきます。
一方、住民の生活に最も密接な関係にある市町村においても、国や県の計画を勘案して地域の実状に応じた市町村男女共同参画計画を策定し、計画に基づいて施策を推進していく必要があります。

2. 企業や団体に期待される役割

企業や団体は、経済や地域社会の活力を維持し、豊かな社会を築くための重要な役割を担っており、男女共同参画社会の実現に向けて、それぞれの特性を活かした取組が求められています。

3. 県民に期待される役割

家庭、学校、職場、地域社会等のあらゆる分野で、様々な立場から互いに責任を担い、協力するよう努めることが求められています。具体的には、例えば、一人ひとりが性別による差別的取扱いを行わないよう心がけたり、家庭において男女が互いに協力しあうことが考えられます。

地域にあった
男女共同参画計画の
策定・施策の推進

各企業・団体の
特性を活かして築く
豊かな社会

あらゆる分野で
理解・協力しあう
一人ひとりの心がけ



5 計画の体系

男女共同参画社会づくり

基本的視点

男女の人権の尊重

社会のあらゆる分野への男女の共同参画

基本目標

男女共同参画社会の形成を推進する基盤づくり

男女の多様な生き方を可能にする環境の整備

女性の人権への配慮

重点目標

1 男女平等意識の確立

2 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

3 男女共同参画推進体制の充実

4 男女の平等な就業環境の整備

5 男女の自立と家庭・地域生活の両立支援

6 女性に対するあらゆる暴力の根絶

7 生涯を通じた女性の健康支援

8 メディアにおける女性の人権の尊重

施策の基本的方向

	ページ
(1) 男女平等を推進する教育・学習の充実	22
(2) 個性を尊重する学校教育・地域活動の推進	23
(3) 固定的な性別役割分担意識を解消するための広報・啓発活動の推進	23
(4) 男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し	24
(5) 政策・方針決定過程における女性の参画の拡大	26
(6) 女性の人材の育成と情報収集・整備	27
(7) 総合的な推進体制の整備・充実	29
(8) 男女共同参画社会づくりの拠点となる施設の整備・充実	30
(9) 自主的活動に対する支援と連携の促進	30
(10) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	34
(11) 女性の能力発揮促進のための援助	35
(12) 農山漁村における男女共同参画の確立	35
(13) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備	36
(14) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実	39
(15) 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備	40
(16) 家庭・地域生活への男女の共同参画の促進	40
(17) 高齢者が安心して暮らせる条件の整備	41
(18) ひとり親家庭や障害のある人などへの配慮	42
(19) 国際交流・協力活動の促進	42
(20) 女性に対する暴力の根絶に向けた基盤づくり	48
(21) 女性に対するあらゆる暴力への対策の推進	48
(22) 被害女性支援体制の充実	48
(23) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)に関する意識の浸透	50
(24) 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進	51
(25) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進	51
(26) 女性の人権を尊重した表現の推進	53
(27) 広報・出版物等における性にとらわれない表現の促進	53

